

告示

埼玉県告示第千四百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武動物公園駅西口計画（Ⅰ街区）

埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目七百一番一、二、三、四

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社東武ストア 代表取締役 土金信彦

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計二者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年八月三十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千八百五十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社東武ストア 午前七時から午後九時四十五分

株式会社良品計画 午前九時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

No.1 荷さばき施設 午前七時から午後十時

No.2 荷さばき施設 午前七時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年十二月一日

二 縦覧期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月十八日から令和三年四月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課